

◎新潟県告示第916号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年7月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
高山整骨院	加茂市穀町4番5号	平成23年11月30日